

平成26年4月21日判決言渡・同日原本交付 裁判所書記官 別府 弘樹

平成25年(ワ)第37号 不当利得返還請求事件

(口頭弁論終結日 平成26年3月5日)

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、390万0764円及びうち326万5107円に対する平成25年1月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、429万0975円及びうち358万0279円に対する平成25年1月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被告及び株式会社ライフ（以下「被告ら」という。）との間で、金銭消費貸借契約を締結し、継続的な金銭の借入れ及び弁済を行ってきた原告が、被告に対し、利息制限法所定の制限利率を超えて利息として支払った部分

(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金元金及び過払利息が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及び平成25年1月18日時点の過払利息残額並びに前記過払金元金に対する同月19日から支払済みまで民法所定年5分の割合による過払利息の支払を求める事案である。

1 前提事実

(1) 被告らは、いずれも貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。被告は、平成23年7月1日、株式会社ライフを吸収合併した。（被告が貸金業者である点につき争いなし、その余につき弁論の全趣旨）

(2)ア 原告は、被告との間で、継続的に金銭の貸付けとその返済が繰り返されることを予定した基本契約を締結し、その基本契約に基づいて、別紙計算書1の「年月日」欄記載の各日に、当該日の対応する「貸付金」及び「支払金」欄記載のとおり、金銭の借入れと返済を繰り返した（甲1、弁論の全趣旨）（以下、別紙計算書1による取引を「本件アイフル取引」という）。

イ 原告は、株式会社ライフとの間で、前同様の基本契約を締結し、その基本契約に基づいて、別紙計算書2及び同3の各「年月日」欄記載の各日に、当該日の対応する「貸付金」及び「支払金」欄記載のとおり、金銭の借入れと返済を繰り返した（甲2、弁論の全趣旨）（以下、別紙計算書1ないし3による各取引を併せて「本件各取引」という。）。

2 争点

- (1) 本件アイフル取引に係る基本契約の個数及び過払金充当合意の有無
- (2) 悪意の受益者
- (3) 本件アイフル取引に係る消滅時効の成否
- (4) 過払金元金及び利息額
- (5) 被告らが善意の場合の返還すべき範囲

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1) (本件アイフル取引に係る基本契約の個数及び過払金充当合意の有無)について

(原告の主張)

本件アイフル取引は、平成2年4月21日から平成3年5月9日まで継続した取引（以下「第1取引」という。）と平成4年2月25日から平成24年11月30日まで継続した取引（以下「第2取引」という。）の2つの取引から成るが、被告が第2取引に係る基本契約書を提出していないことなどから、各取引は、1個の基本契約に基づくものである。

仮に、第1取引と第2取引とが別個の基本契約に基づくものであったとしても、第1取引が反復継続した期間が1年以上にわたるのに対し、第1取引終了から第2取引開始までの中断期間がわずか292日間にとどまること、第1取引に係る基本契約書が原告に対して返還されたか否かは不明であること、各取引において同じカードナンバーが使用されており、カードの失効手続きがとられなかったこと、第1取引に係る約定利率と第2取引に係る約定利率はほぼ同様であること、第2取引開始に際して被告は原告に対して年収を自己申告させただけで実質的な与信審査を行っていないことなどの事情に照らせば、先行する基本契約に基づく取引において発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）をしているものとみるべきである。

(被告の主張)

本件アイフル取引のうち、第1取引と第2取引は、別個の基本契約に基づく上、第1取引の最終の支払において、原告はそれまでの返済金額とは全く異なる多額の46万8447円を一括返済することにより約定残債務全額を任意に弁済しており、原告の第1取引を終了させる強い意思が推認できること、第1取引と第2取引の利率が異なること、第1取引終了から第2取引開始までの292日の空白期間があり、絶対的に短いといえず、相対的にも第1取引とほぼ同期間といえる

こと、原告が第2取引開始時にカードの貸与を受けていることから、原告が同取引開始時に融資や返済に使用できるカードを原告が所有ないし使用していなかったといえること、各取引において交付されたカードナンバーは異なっていること等にかんがみると、第1取引と第2取引は分断されるというべきである。したがって、過払金充当合意は認められない。

(2) 争点(2) (悪意の受益者) について

(原告の主張)

被告らは、貸金業者として、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないのであるから、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者に該当する。

(被告の主張)

被告らは、貸金業法43条1項のみなし弁済の要件である同法17条1項、18条1項の書面（以下「法定書面」という。）について、当時の裁判例等を踏まえて、これを借主に対し交付する十分な体制を整備し、各借主に対し各取引ごとに交付する体制を整えてきた。また、被告らは、法定書面のうち、貸金業法17条1項及び同法施行規則13条1項所定の記載事項のうち返済期間及び返済回数、各回の返済期日及び返済金額についてはリボルビング契約の性質上記載することができないので、これに準じた次回支払期日及び次回返済金額を記載し、同法18条1項及び同法施行規則15条1項所定の記載事項のうち契約年月日、貸付けの金額及び債務者の商号、名称又は氏名については同法施行規則の規定に従い契約番号等を記載することでその記載を省略していたが、これらの不記載は、法定書面の要件を欠くことにはならないし、平成18年1月13日の最高裁判決が言い渡されるまでは、上記の不記載があってもみなし弁済の成立を肯定する裁判例や学説があるなど、法定書面の要件を柔軟に解する余地があり、これらの不記載があってもみなし弁済が成立すると解されていた。

これらのことからすれば、被告らには、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったのであり、被告らは悪意の受益者に該当しない。

(3) 争点(3) (本件アイフル取引に係る消滅時効の成否) について

(被告の主張)

本件アイフル取引については、前記(1)のとおり、2つの取引に分断されるところ、第1取引の終了時から本件訴え提起までには既に10年が経過しているから、同取引に係る過払金返還請求権は時効消滅しており、被告は、平成25年7月22日の弁論準備手続期日において、この時効を援用する旨の意思表示をした。

(原告の主張)

争う。前記のとおり、本件アイフル取引は、1個の基本契約によりなされている、又は事実上一個の取引であるといえ、消滅時効は未だ完成していない。

(4) 争点(4) (過払金元金及び利息額) について

(原告の主張)

ア 本件各取引について、過払金充当合意に基づき、制限超過部分を借入金に充当した結果原告に発生した過払金は、別紙計算書1ないし3の「残元金」欄記載のとおりである。そして、過払利息は、過払金発生時から発生し、その未払額は、同1ないし3の「未払利息」欄記載のとおりである。

イ 被告の下記期限の利益喪失の主張について、本件アイフル取引については、被告が、原告が初めて約定返済日（平成6年8月15日）における支払を怠って以降、約18年以上の長期にわたり、原告に対し同日までの約定の元利金及び遅延損害金全額の支払を求めることなく、原告から分割金の支払を受領し続けてきたこと、被告が同日以降も原告に対して16回の貸付けを行ったこと、原告の遅延期間も平成6年8月15日の経過後は4日間、その余の遅延期間はそれぞれ1日にとどまっていること、前記各遅延により発生した遅延損害金と

通常利息との差額はいずれも少額にとどまり、注意深い債務者であっても改めて計算をしなければ遅延損害金を徴収されていることに気づかない程度の金額であること、平成15年9月30日以降は約定利率と遅延損害金利率が同一となっていることなどの事情があり、以上によれば、被告は、原告に対し、期限の利益を宥恕したか、被告が期限の利益の喪失を主張することが信義に反し許されないというべきである。仮に同主張が認められないとしても、被告は、原告に対し、遅延後に原告が弁済を行った時は、その都度、期限の利益を再度付与している。

ウ 被告は、別紙計算書1の計算について、新たな貸付けに過払金を充当した結果、その元本額が10万円を下回っているにもかかわらず一律に年1割8分の制限利率が適用しており誤った計算である旨主張するが、争う。

(被告の主張)

ア 被告が悪意の受益者であるとしても、民法704条前段の利息を付すべき時期は、訴状送達の日翌日とするべきである。

イ 本件アイフル取引については、約定返済日に利息又は元本の支払を怠ったときは、被告から何ら通知がなくとも当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う旨の特約があるところ、原告は、約定返済日である平成6年8月15日に分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失したから、同日以降の取引は、遅延損害金利率（利息制限法所定の遅延損害金利率である年36パーセント）で計算されるべきである。仮に同主張が認められないとしても、原告は本件アイフル取引において、合計8回にわたり約定返済日の支払を怠っているところ、各支払を怠って以降次回貸付けまでの期間は、少なくとも遅延損害金利率により計算されるべきである。

ウ 継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと弁済が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われている場合において、過払金が発生している時点で新たな借入れをしたときは、

利息制限法1条1項にいう「元本」の額は、新たな借入金に上記過払金を充当した後の額をいうところ、別紙計算書1においては、原告の平成7年10月31日の弁済をもって過払金が発生するに至り、被告が原告に対して平成8年8月29日に新たに27万円の貸付けを行い、これに過払金を充当した結果、その元本額が10万円を下回っているにもかかわらず、一律に年1割8分の制限利率が適用されており、誤った計算がなされている。

(5) 被告らが善意の場合の返還すべき範囲について

(被告の主張)

原告に返還すべき額は、現存利益の範囲に限られるべきであり、少なくとも法人税額等は控除されるべきである。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件アイフル取引に係る基本契約の個数及び過払金充当合意の有無) について

証拠(乙1の1, 1の2, 5の1, 5の2, 6の1, 6の2)及び弁論の全趣旨によれば、原告は第1取引により基本契約を開始させた後に、被告に対し第2取引について新たな契約の申込みを行っており、一応、別個の契約であるとの認識を有していたものと認められるから、各取引ごとにそれぞれ別個の基本契約が締結されたと認められる。

次に、別個の基本契約に基づく取引に係る過払金充当合意について検討するに、同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がなされた時点においては両者の間には他の債務が存在せず、その後に両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、こ

の基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意（過払金充当合意）が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第2268号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁）。

これを本件についてみるに、証拠（後掲のもの）によれば、第1取引の期間が約1年余りであるのに対し、第1取引の終了時から第2取引の当初貸付日までの空白期間は292日という相当期間に及んでいること（甲1）、第2取引に際しては第1取引とは別の番号のカードが交付されていること（乙5の1、5の2、6の1、6の2。なお、原告は両取引において同一のナンバーを付するカードが使用された旨主張するが、左記各証拠によれば左記認定のとおりであり、採用できない。）、契約利率が同一でないこと（第1取引の契約利率が33パーセント、第2取引開始時の利率は36.427パーセント。甲1）がそれぞれ認められ、これに加え、原告が第1取引終了時である平成3年5月9日に46万円余りを支払い、従前の2万円余りの弁済額とは明らかに異なる多額の残額を一括弁済する

ことによって約定債務を完済していること（甲1）等を総合すると、第1取引に係る基本契約書が原告に対して返還されたか否かが証拠上不明であること等を考慮に入れても、第1取引と第2取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することはできない。

したがって、本件アイフル取引については、第1取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意（過払金充当合意）を認めることはできない。

2 争点(2)（悪意の受益者）について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を受領した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成17年(受)第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁,最高裁平成18年(受)第1666号同19年7月17日第三小法廷判決・集民225号201頁参照）。

ただし、上記利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁判決（平成16年(受)第1518号同18年1月13日第二小法廷判決・民集第60巻1号1頁（以下「平成18年1月13日判決」という。））の言渡し以前にされた上記期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として被告を悪意の受益者とすることはできないというべきである（最高裁平成20年(受)第1728号同21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁）。

そうすると、本件各取引のうち、平成18年1月13日以前の取引について

は、上記「任意に支払った」という要件以外の他の貸金業法43条1項の要件の充足の有無、これを充足しない場合、同項の適用があるとの被告の認識の有無、これがあるときは、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情の有無を検討し、同日より後の取引については「任意に支払った」という要件も含めた同項の各要件について上記同様の検討をする必要がある。この点、被告は、本件各取引の一部について乙第2号証ないし第4号証を証拠として提出するが、これらによつては、被告らが本件各取引について、借入れ、返済の都度、貸金業法43条の適用要件である法定書面又は被告が法定書面と認識する書面を交付していたことを認めるには足りないというべきであり、他にそのように認めるに足りる証拠はない。なお、被告は、法定書面を交付する業務体制を構築していたことの立証で足りるかのような主張をするが、その当時の一般的な業務体制として要件を充足する行為をしていたというのみでは不十分であり、採用できない。また、被告のATMによる支払の場合に被告が法定書面と認識する書面が交付されていたとしても、その内容がリボルビング形式の契約において法定書面の要件を十分満たすものであったかは疑問があり、前記で被告自身が自認するとおり、被告ら交付の書面には法定要件の一部の不記載が存するところ、これらの不記載について被告の解釈を容認する裁判例や学説が相当数あったとの事実を認めるに足りる証拠もない。

したがって、仮に被告らが、みなし弁済の適用があるとの認識を有していたとしても、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる前記の特段の事情があると認めるに足りる事情は認められない。したがって、被告らは、悪意の受益者に当たるといふべきである。そうすると、被告らが善意であることを前提とする前記第2の2(5)記載の被告の主張についても、これを採用することができない。

3 争点(3) (本件アイフル取引に係る消滅時効の成否) について

過払金充当合意を含む基本契約、及び基本契約が締結されたのと同様の一連

取引であると評価された取引に基づく継続的な金銭消費貸借取引において、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成20年（受）第1170号同21年3月6日第二小法廷判決・集民230号209頁参照）。そうすると、本件アイフル取引については、前記第3，1で認定説示したとおり、第1取引と第2取引とに分断されるところ、第1取引の終了時は平成3年5月9日であり（争いなし）、被告が平成25年7月22日の弁論準備期日において消滅時効を援用する旨の意思表示をしたことは当裁判所に顕著であるから、第1取引に係る過払金は、被告の前記時効援用の意思表示により消滅することとなる。

4 争点(4)（過払金元金及び利息額）について

(1) 被告は、過払利息を付すべき時期について、訴状送達の日翌日である旨主張する。しかし、悪意の受益者は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない（大審院昭和2年（オ）第195号同年12月26日判決・法律新聞2806号15頁参照）、このことは、金銭消費貸借が基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合も同様であるところ（最高裁平成21年（受）第1192号同21年9月4日第二小法廷判決・集民231号477頁）、本件各取引は、前記前提事実(2)ア及びイのとおり、いずれも同一の貸主と借主との間で継続的に金銭の貸付けとその返済が繰り返されることを予定した基本契約に基づくもので、これらの基本契約は上記合意を含むといえるから、過払利息の発生時は、過払金発生時とすべきである。

(2) 被告は、本件アイフル取引については、約定返済日に利息又は元本の支払を怠ったときは、被告から何ら通知がなくとも当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う旨の特約があるところ、原告は、約定返済日である平成6年8月1

5日に分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失したから、同日以降の取引は遅延損害金利率で計算されるべきであり、仮に同主張が認められないとしても、原告は合計8回にわたり約定返済日の支払を怠っているのです。各支払を怠って以降次回貸付けまでの期間は、少なくとも遅延損害金利率により計算されるべきである旨主張するので検討するに、証拠（甲1、乙1の1、1の2）及び弁論の全趣旨によれば、本件アイフル取引の第2取引に係る基本契約においては、初回貸付けの場合は借入日から32日以内、それ以外の場合前回入金日の翌日から31日以内に支払をすべきことが定められ、その約定返済日における支払を一度でも怠ったときは債権者の催告なしに債務者は期限の利益を喪失する旨の特約が定められていることが認められ、原告が、平成6年8月15日における支払を4日、並びに平成8年4月30日、平成12年10月30日、平成14年1月30日、平成15年9月29日、平成16年8月30日、同年11月29日及び平成17年5月30日における各支払をそれぞれ1日遅延して行ったことについては争いがない。しかしながら、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、第2取引は平成4年2月25日から20年以上にわたって継続し、その間の支払回数は約239回に上っていたが、原告が支払を遅滞したのは上記のとおり8回のみで、遅延期間も最長で4日、残りの7回はわずか1日にとどまっていたこと、被告は、原告が平成6年8月15日における支払を遅滞したことによって期限の利益を喪失した後も、約18年3か月の長期間にわたり、残元本全額及びこれに対する遅延損害金の一括弁済を求めることなく原告から弁済金を受領していたこと、少なくとも平成15年9月30日以降は約定利率と遅延損害金利率が同一（年29.2パーセント）であったことがそれぞれ認められる。加えて、被告が原告が期限の利益を喪失したという平成6年8月15日以降、一部弁済を受領する都度、弁済金を遅延損害金のみ又は遅延損害金と元金の一部に充当した旨記載した領収書兼利用明細書を交付していた点については、証拠が存せず、本件全証拠によるも、被告が原告

に対し残元本全額について弁済期が到来していることを注意喚起した形跡を認めることができない。

以上に認められる事情の下では、被告が期限の利益の喪失を主張することは信義則に反し許されないものというべきである。

- (3) 被告は、別紙計算書1の計算において制限利率が一律年1割8分である点が誤りである旨主張する。前記のとおり、本件アイフル取引は第1取引と第2取引とに分断され、別紙計算書1は採用の限りでないが、本件アイフル取引のうち第2取引に係る計算書である別紙計算書4においても、同様の論点が問題となることから検討するに、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと弁済が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われている場合において、過払金が発生している時点で新たな借入れをしたときは、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項にいう「元本」の額は、新たな借入金に上記過払金を充当した後の額をいうものと解するのが相当である（最高裁平成23年（受）第1948号同平成25年7月18日第一小法廷判決・判例タイムズ1394号133頁）。もっとも、上記取引の過程におけるある借入れの時点で、新たな借入金に過払金を充当した後の金額が、同項所定の各区分における下限額を下回ったとしても、それに応じて制限利率が上がるということはなく、変更されないというべきである（最高裁平成21年（受）第955号同22年4月20日第三小法廷判決・民集64巻3号921頁参照）。そうすると、別紙計算書4において、平成9年11月29日に新たに7万円の貸付けがなされ、既に発生していた6296円の過払金が充当された結果、前項の「元本」が6万3704円になるとしても、それに応じて制限利率が上がることはない。その限りで、被告の主張は採用することができない。
- (4) よって、本件において、原告に発生した過払金は、本件アイフル取引（第2取引に係るもの）については、別紙計算書4の、株式会社ライフとの間の取引については、別紙計算書2及び同3の各「残元金」欄（数字にマイナス

が付されている部分)記載のとおりであり、本件各取引終了時における過払金元金は、合計326万5107円となる。過払利息については、過払金の発生する都度、本件アイフル取引(第2取引に係るもの)については別紙計算書4の、株式会社ライフとの間の取引については別紙計算書2及び同3の各「未払利息」欄(数字にマイナスが付されている部分)記載のとおり発生し、平成25年1月18日時点で、合計63万5657円の過払利息が認められる。そして、同月19日以降の過払利息については、前記過払金元金に対する同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合により発生する。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、390万0764円及び内金326万5107円に対する平成25年1月19日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却し、仮執行免脱宣言は相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 遠 藤 謙 太 郎

これは正本である。

平成26年4月22日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 別 府 弘 樹

